



鳥取県公報

令和6年12月24日（火）
号外第101号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(54)（議会事務局議事・法務政策課）・・・・・・・・・・ 4
- ◇ 規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（46）（人事企画課）・・・・・・・・ 6
鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（47）（水環境保全課）・・・・・・・・ 16

公布された条例のあらまし

◇鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

議員の議員報酬及び期末手当の支給割合を知事等の給料等の改正に準じて改める。

2 条例の概要

(1) 議員報酬の改正

議員報酬の月額を次のとおり引き上げる。

	改正後	改正前
ア 議長	999,000円	970,000円
イ 副議長	871,000円	846,000円
ウ 議員（ア及びイを除く。）	813,000円	789,000円

(2) 期末手当の改正

議員の期末手当の支給割合を、1.545月分（現行 1.47月分）とする。ただし、令和6年12月分は1.62月分とする。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和7年4月1日とする(2)の一部に関する事項を除き、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

現業職員の給料について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料に準じて改める。

2 規則の概要

(1) 給料表を次のとおり改める。

ア 給料月額を引き上げる。

イ 3級の号給を1号給から113号給まで（現行 1号給から117号給まで）に改める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和7年4月1日とする(1)イに関する事項を除き、公布の日とする。ただし、(1)アに関する事項は、令和6年4月1日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

排水基準を定める省令の一部が改正され、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水の大腸菌による汚染状態を示す項目及び許容限度が改められたことに鑑み、汚水関係特定施設の排水基準について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 汚水関係特定施設に係る排水基準（有害物質による排出水の汚染状態以外の汚染状態に係るものに限る。）の項目及び許容限度を次のとおり改める。

	改正後	現 行
項 目	大腸菌数	大腸菌群数
許容限度	日間平均1ミリリットルにつき800コロニー形成単位	日間平均1立方センチメートルにつき3,000個

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする(2)の一部に関する事項を除き、令和7年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>999,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>871,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額 <u>813,000円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合においては100分の147、12月に支給する場合においては100分の162</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>970,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>846,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額 <u>789,000円</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に100分の147を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に<u>100分の154.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合においては100分の147、12月に支給する場合においては100分の162</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以</p>

に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（議員報酬等改定に伴う在職者の議員報酬等の調整）

2 この条例の施行の際現に議会の議員である者については、第1条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（議員報酬等の内払）

3 改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改正後条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第46号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	183,800	230,300	261,700
	2	184,900	231,800	262,700
	3	186,100	233,300	263,700
	4	187,200	234,900	264,700
	5	188,300	236,400	265,700
	6	190,000	237,900	266,700
	7	191,600	239,400	267,700
	8	193,200	240,900	268,700
	9	194,800	242,400	269,700
	10	196,500	243,800	270,700
	11	198,100	245,200	271,700
	12	199,700	246,600	272,700
	13	201,300	247,800	273,700
	14	203,000	249,000	274,700
	15	204,700	250,200	275,700
	16	206,400	251,400	276,800
	17	207,700	252,500	277,800
	18	209,300	253,600	279,100
	19	210,900	254,700	280,400
	20	212,400	255,800	281,600
	21	213,900	256,800	282,900
	22	215,500	257,800	284,200
	23	217,100	258,800	285,400
	24	218,700	259,800	286,600
	25	220,300	260,800	287,700
	26	222,000	261,700	288,900
	27	223,300	262,600	290,200
	28	224,600	263,500	291,500
	29	225,900	264,300	292,800
	30	227,000	265,100	293,800
31	228,100	265,900	294,800	

32	229,200	266,700	295,900
33	230,300	267,400	297,000
34	231,400	268,200	298,200
35	232,500	269,000	299,300
36	233,600	269,700	300,600
37	234,800	270,400	301,800
38	235,800	271,200	303,100
39	236,800	272,000	304,400
40	237,700	272,700	305,700
41	238,600	273,400	307,000
42	239,500	274,200	308,300
43	240,300	275,000	309,600
44	241,100	275,700	310,900
45	241,800	276,400	312,200
46	242,400	277,100	313,500
47	243,000	277,800	314,800
48	243,600	278,500	315,900
49	244,200	279,200	316,800
50	244,800	279,900	318,100
51	245,400	280,600	319,400
52	245,900	281,300	320,700
53	246,400	281,900	321,900
54	246,800	282,600	323,200
55	247,100	283,200	324,400
56	247,400	283,900	325,600
57	247,700	284,500	326,900
58	248,000	285,200	328,000
59	248,300	285,800	329,100
60	248,600	286,500	330,200
61	248,900	287,100	330,900
62	249,200	287,800	331,800
63	249,500	288,400	332,500
64	249,800	288,900	333,300
65	250,100	289,400	334,100
66	250,400	290,000	334,500
67	250,700	290,500	335,100
68	251,000	291,100	335,800
69	251,300	291,600	336,600
70	251,600	292,100	337,300
71	251,900	292,700	338,000
72	252,200	293,300	338,600
73	252,500	293,800	339,100
74	252,800	294,300	339,700
75	253,100	294,700	340,200
76	253,400	295,000	340,800

77	253,700	295,200	341,100
78	254,000	295,500	341,600
79	254,300	295,700	342,000
80	254,600	296,000	342,400
81	254,900	296,200	342,800
82	255,200	296,400	343,300
83	255,500	296,700	343,800
84	255,800	296,900	344,300
85	256,100	297,200	344,600
86	256,400	297,500	345,000
87	256,700	297,800	345,400
88	257,000	298,100	345,800
89	257,300	298,400	346,100
90	257,600	298,700	346,500
91	257,900	299,000	346,900
92	258,200	299,400	347,300
93	258,500	299,600	347,500
94		299,800	347,900
95		300,100	348,300
96		300,600	348,700
97		300,800	348,900
98		301,100	349,300
99		301,500	349,700
100		301,900	350,000
101		302,100	350,300
102		302,400	350,700
103		302,700	351,100
104		303,000	351,500
105		303,200	352,000
106		303,500	352,400
107		303,800	352,800
108		304,100	353,200
109		304,300	353,700
110		304,700	354,100
111		305,100	354,400
112		305,400	354,700
113		305,600	355,200
114		305,800	355,600
115		306,100	355,900
116		306,500	356,200
117		306,700	356,700
118		306,900	
119		307,200	
120		307,500	
121		307,900	

	122		308,100	
	123		308,400	
	124		308,700	
	125		309,000	
定年前再任用短時間勤務職員		181,000	216,300	249,700

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	183,800	230,300	265,700
	2	184,900	231,800	266,700
	3	186,100	233,300	267,700
	4	187,200	234,900	268,700
	5	188,300	236,400	269,700
	6	190,000	237,900	270,700
	7	191,600	239,400	271,700
	8	193,200	240,900	272,700
	9	194,800	242,400	273,700
	10	196,500	243,800	274,700
	11	198,100	245,200	275,700
	12	199,700	246,600	276,800
	13	201,300	247,800	277,800
	14	203,000	249,000	279,100
	15	204,700	250,200	280,400
	16	206,400	251,400	281,600
	17	207,700	252,500	282,900
	18	209,300	253,600	284,200
	19	210,900	254,700	285,400
	20	212,400	255,800	286,600
	21	213,900	256,800	287,700
	22	215,500	257,800	288,900
	23	217,100	258,800	290,200
	24	218,700	259,800	291,500
	25	220,300	260,800	292,800
	26	222,000	261,700	293,800
	27	223,300	262,600	294,800
	28	224,600	263,500	295,900
	29	225,900	264,300	297,000
	30	227,000	265,100	298,200
31	228,100	265,900	299,300	

32	229,200	266,700	300,600
33	230,300	267,400	301,800
34	231,400	268,200	303,100
35	232,500	269,000	304,400
36	233,600	269,700	305,700
37	234,800	270,400	307,000
38	235,800	271,200	308,300
39	236,800	272,000	309,600
40	237,700	272,700	310,900
41	238,600	273,400	312,200
42	239,500	274,200	313,500
43	240,300	275,000	314,800
44	241,100	275,700	315,900
45	241,800	276,400	316,800
46	242,400	277,100	318,100
47	243,000	277,800	319,400
48	243,600	278,500	320,700
49	244,200	279,200	321,900
50	244,800	279,900	323,200
51	245,400	280,600	324,400
52	245,900	281,300	325,600
53	246,400	281,900	326,900
54	246,800	282,600	328,000
55	247,100	283,200	329,100
56	247,400	283,900	330,200
57	247,700	284,500	330,900
58	248,000	285,200	331,800
59	248,300	285,800	332,500
60	248,600	286,500	333,300
61	248,900	287,100	334,100
62	249,200	287,800	334,500
63	249,500	288,400	335,100
64	249,800	288,900	335,800
65	250,100	289,400	336,600
66	250,400	290,000	337,300
67	250,700	290,500	338,000
68	251,000	291,100	338,600
69	251,300	291,600	339,100
70	251,600	292,100	339,700
71	251,900	292,700	340,200
72	252,200	293,300	340,800
73	252,500	293,800	341,100
74	252,800	294,300	341,600
75	253,100	294,700	342,000
76	253,400	295,000	342,400

77	253,700	295,200	342,800
78	254,000	295,500	343,300
79	254,300	295,700	343,800
80	254,600	296,000	344,300
81	254,900	296,200	344,600
82	255,200	296,400	345,000
83	255,500	296,700	345,400
84	255,800	296,900	345,800
85	256,100	297,200	346,100
86	256,400	297,500	346,500
87	256,700	297,800	346,900
88	257,000	298,100	347,300
89	257,300	298,400	347,500
90	257,600	298,700	347,900
91	257,900	299,000	348,300
92	258,200	299,400	348,700
93	258,500	299,600	348,900
94		299,800	349,300
95		300,100	349,700
96		300,600	350,000
97		300,800	350,300
98		301,100	350,700
99		301,500	351,100
100		301,900	351,500
101		302,100	352,000
102		302,400	352,400
103		302,700	352,800
104		303,000	353,200
105		303,200	353,700
106		303,500	354,100
107		303,800	354,400
108		304,100	354,700
109		304,300	355,200
110		304,700	355,600
111		305,100	355,900
112		305,400	356,200
113		305,600	356,700
114		305,800	
115		306,100	
116		306,500	
117		306,700	
118		306,900	
119		307,200	
120		307,500	
121		307,900	

	122		308,100	
	123		308,400	
	124		308,700	
	125		309,000	
定年前再任用短時間勤務職員		181,000	216,300	249,700

備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この規則の施行の際現に職員である者については、第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が3級であるものの切替日における号給は、附則別表の旧号給欄に掲げるその者が受けていた号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

5 切替日前に退職をした職員に係る現業職員の給与に関する規則第3条の2第4項並びに現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和5年鳥取県規則第7号）附則第2項及び第4項の規定の適用については、当該職員が退職した日を切替日の前日とみなして前項の規定を適用して切り替えられた号給を当該職員の退職をした日の号給とみなす。

(経過措置)

6 改正後の規則の規定の適用については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表（附則第4項関係）

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8

13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52

57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96

101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第47号

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																
(水素イオン濃度等の項目) 第6条 条例第33条第2項第1号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 (1)～(4) 略 (5) <u>大腸菌数</u>			(水素イオン濃度等の項目) 第6条 条例第33条第2項第1号イの規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 (1)～(4) 略 (5) <u>大腸菌群数</u>																
別表第3（第5条関係） (1) 特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものに限る。）の調理施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 <u>第66号の4</u> に掲げる施設を除く。） (2)・(3) 略			別表第3（第5条関係） (1) 特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設で、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するものに限る。）の調理施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 <u>第66号の3</u> に掲げる施設を除く。） (2)・(3) 略																
別表第4（第7条関係）			別表第4（第7条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設名</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td><u>大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）</u></td> <td>別表第3第1号に掲げる施設</td> <td>日間平均<u>800</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設名	許容限度	略			<u>大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）</u>	別表第3第1号に掲げる施設	日間平均 <u>800</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設名</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td><u>大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）</u></td> <td>別表第3第1号に掲げる施設</td> <td>日間平均<u>3,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設名	許容限度	略			<u>大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）</u>	別表第3第1号に掲げる施設	日間平均 <u>3,000</u>
項目	施設名	許容限度																	
略																			
<u>大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）</u>	別表第3第1号に掲げる施設	日間平均 <u>800</u>																	
項目	施設名	許容限度																	
略																			
<u>大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）</u>	別表第3第1号に掲げる施設	日間平均 <u>3,000</u>																	
備考 略			備考 略																
様式第1号（第3条関係）			様式第1号（第3条関係）																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td> 粉じん関係特定施設（設置、構造等変更、使用）届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名 </td> </tr> </tbody> </table>			略	粉じん関係特定施設（設置、構造等変更、使用）届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td> 粉じん関係特定施設（設置、構造等変更、使用）届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名 </td> </tr> </tbody> </table>			略	粉じん関係特定施設（設置、構造等変更、使用）届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名										
略																			
粉じん関係特定施設（設置、構造等変更、使用）届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名																			
略																			
粉じん関係特定施設（設置、構造等変更、使用）届出書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名																			

届出の取扱者 氏 名
電話番号

鳥取県公害防止条例（第28条第1項、第28条第3項、第29条第1項）の規定により、粉じん関係特定施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1～3 略

別紙 略

様式第2号（第8条関係）

略

污水関係特定施設（設置、使用）届出書
年 月 日

職 氏 名 様
氏名又は名称及び住所並び
届出者 に法人にあつてはその代表
者の氏名

届出の取扱者 氏 名
電話番号

鳥取県公害防止条例（第35条、第36条）の規定により、污水関係特定施設の（設置、使用）について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1～3 略

別紙1 略

別紙2

汚 水 等 の 処 理 の 方 法	略					
	汚 水 の 処 理 状 態	区分	処理前 の汚濁 状態		処理後 の汚濁 状態	
			通 常 値	最 大 値	通 常 値	最 大 値
	項目					
	PH					
	BODmg/l					
	CODmg/l					

印

届出の取扱者 氏 名
電話番号 局 番

鳥取県公害防止条例（第28条第1項、第28条第3項、第29条第1項）の規定により、粉じん関係特定施設について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1～3 略

4 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

別紙 略

様式第2号（第8条関係）

略

污水関係特定施設（設置、使用）届出書
年 月 日

職 氏 名 様
氏名又は名称及び住所並び
届出者 に法人にあつてはその代表
者の氏名

印

届出の取扱者 氏 名
電話番号 局 番

鳥取県公害防止条例（第35条、第36条）の規定により、污水関係特定施設の（設置、使用）について、次のとおり届け出ます。

略

備考 1～3 略

4 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

別紙1 略

別紙2

汚 水 等 の 処 理 の 方 法	略					
	汚 水 の 処 理 状 態	区分	処理前 の汚濁 状態		処理後 の汚濁 状態	
			通 常 値	最 大 値	通 常 値	最 大 値
	項目					
	PH					
	BODmg/l					
	CODmg/l					

SS mg/l					
大腸菌数					
CFU/ml					
油分 mg/l					
略					

SS mg/l					
大腸菌群数					
個/ml					
油分 mg/l					
略					

別紙3

排出水の汚染状態及び量	排出口における排出水の汚染状態	排出口名称		排出水の状態		項目		通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目				
略													
大腸菌数 (CFU/ml)													
略													
略													

別紙3

排出水の汚染状態及び量	排出口における排出水の汚染状態	排出口名称		排出水の状態		項目		通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値
		項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目				
略													
大腸菌群数 (個/ml)													
略													
略													

別紙4 略

別紙4 略

様式第3号 (第9条関係)

様式第3号 (第9条関係)

略

污水関係特定施設構造等変更届出書
年月日

職氏名様
氏名又は名称及び住所並び
届出者 に法人にあつてはその代表
者の氏名

届出の取扱者 氏名
電話番号

鳥取県公害防止条例第37条の規定により、污水
関係特定施設の構造等の変更について、次のとお
り届け出ます。

略

略

污水関係特定施設構造等変更届出書
年月日

職氏名様
氏名又は名称及び住所並び
届出者 に法人にあつてはその代表
者の氏名

届出の取扱者 氏名
電話番号 局 番

鳥取県公害防止条例第37条の規定により、污水
関係特定施設の構造等の変更について、次のとお
り届け出ます。

略

備考 1～3 略

備考 1～3 略

4 届出者の氏名を自署する場合には、その
押印を省略することができる。

様式第5号（第13条関係）

略
騒音関係特定施設（設置、使用）届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号
鳥取県公害防止条例（第48条第1項、第49条第 1項）の規定により、騒音関係特定施設の（設 置、使用）について、次のとおり届け出ます。
略

備考 1～3 略

様式第6号（第14条関係）

略
騒音関係特定施設の種別ごとの数の変更届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号
鳥取県公害防止条例第50条第1項の規定によ り、騒音関係特定施設の種別ごとの数の変更につ いて、次のとおり届け出ます。
略

備考 1・2 略

様式第7号（第14条関係）

略
騒音防止方法変更届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表

様式第5号（第13条関係）

略
騒音関係特定施設（設置、使用）届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号 局 番
鳥取県公害防止条例（第48条第1項、第49条第 1項）の規定により、騒音関係特定施設の（設 置、使用）について、次のとおり届け出ます。
略

備考 1～3 略

4 届出者の氏名を自署する場合には、その
押印を省略することができる。

様式第6号（第14条関係）

略
騒音関係特定施設の種別ごとの数の変更届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号 局 番
鳥取県公害防止条例第50条第1項の規定によ り、騒音関係特定施設の種別ごとの数の変更につ いて、次のとおり届け出ます。
略

備考 1・2 略

3 届出者の氏名を自署する場合には、その
押印を省略することができる。

様式第7号（第14条関係）

略
騒音防止方法変更届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表

者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号
鳥取県公害防止条例第50条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。
略

備考 1・2 略

様式第8号（第16条関係）

略
氏名等変更届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号
（氏名、名称、住所、所在地）に変更があったので、鳥取県公害防止条例（第32条第1項において準用する第22条、第40条、第52条）の規定により、次のとおり届け出ます。
略

備考 1・2 略

様式第9号（第16条関係）

略
特定施設使用廃止届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号
（粉じん、汚水、騒音）関係特定施設の使用を廃止したので、鳥取県公害防止条例（第32条第1

者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号 局 番
鳥取県公害防止条例第50条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。
略

備考 1・2 略

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第8号（第16条関係）

略
氏名等変更届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号 局 番
（氏名、名称、住所、所在地）に変更があったので、鳥取県公害防止条例（第32条において準用する第22条、第40条、第52条）の規定により、次のとおり届け出ます。
略

備考 1・2 略

3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第9号（第16条関係）

略
特定施設使用廃止届出書 年 月 日
職 氏 名 様 氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあってはその代表 者の氏名
届出の取扱者 氏 名 電話番号 局 番
（粉じん、汚水、騒音）関係特定施設の使用を廃止したので、鳥取県公害防止条例（第32条にお

<p>項において準用する第22条、第40条、第52条)の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>略</p>	<p>いて準用する第22条、第40条、第52条)の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>略</p>
<p>備考 1・2 略</p>	<p>備考 1・2 略</p> <p>3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。</p>
<p>様式第10号 (第17条関係)</p>	<p>様式第10号 (第17条関係)</p>
<p>略</p> <p style="text-align: center;">承継届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあつてはその代表 者の氏名</p> <p style="text-align: center;">届出の取扱者 氏 名 電話番号</p> <p>(粉じん、汚水、騒音) 関係特定施設に係る届出者の地位を承継したので、鳥取県公害防止条例(第32条第1項において準用する第23条第3項、第41条第3項、第53条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p style="text-align: center;">承継届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び住所並び 届出者 に法人にあつてはその代表 者の氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">届出の取扱者 氏 名 電話番号 局 番</p> <p>(粉じん、汚水、騒音) 関係特定施設に係る届出者の地位を承継したので、鳥取県公害防止条例(第32条において準用する第22条、第41条、第53条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>略</p>
<p>備考 1・2 略</p>	<p>備考 1・2 略</p> <p>3 届出者の氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定並びに様式第1号の改正規定、様式第2号の改正規定(別紙2及び別紙3に係る部分を除く。)、様式第3号の改正規定及び様式第5号から様式第10号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。